

青森県報

号外第三十九号

令和八年
三月三十一日
(火曜日)

目 次

規 則

○地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……

規 則

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十二号

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則(昭和四十二年四月青森県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十一号から第十四号までを次のように改める。

- 十一 病院局の理事
- 十二 病院局の参事
- 十三 事業統括部長

十四 事業統括部総括副参事

第十八号を削り、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

十五 事業統括部副参事

第二十六号を削り、第二十五号を第二十七号とし、第二十四号を第二十六号とし、第二十三号を第二十五号とし、第二十二号を削り、第二十一号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 青森県立中央病院看護部総括看護指導監

第二十号中「室長」の下に「(青森県立中央病院医療連携部の室長を除く。)」を加え、同号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 青森県立中央病院の副センター長

第十九号の次に次の一号を加える。

二十 青森県立中央病院事務長

本則に次の三号を加える。

二十八 青森県立つくしが丘病院医療安全管理室長

二十九 青森県立つくしが丘病院事務長

三十 青森県立つくしが丘病院の次長

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭